

復興大臣

竹下 亘 様

要 望 書

福島県いわき市長

清水 敏男

【要望項目】

- 1 被災自治体に対する財政支援について
 - (1) 確実かつ継続的な財源の確保及び柔軟な対応について P 1
 - (2) 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助制度の
継続について P 2
 - (3) 被災児童生徒支援事業の継続について P 3

- 2 避難者の長期受入れに係る制度設計の再構築及び市民と
避難者の融和を図る交流施設等の実現に向けての支援について . . . P 4

- 3 東京電力(株)福島第一・第二原子力発電所の廃炉に向けた取組み
及び確実な安全対策について P 5

- 4 除染対策及び指定廃棄物等の処理の促進について
 - (1) 除染対策について P 7
 - (2) 放射性物質汚染対処特別措置法に基づく指定廃棄物等の処理の
促進について P 9
 - (3) 道路側溝に堆積する汚泥の処理等について P 10

- 5 風評の払拭について P 11

- 6 産業復興を支える港湾機能の高度化について
 - (1) 港湾機能の高度化について P 13
 - (2) 重要港湾小名浜港と常磐自動車道を直結する小名浜道路の
早期整備等について P 15

7 再生可能エネルギー等を核とした経済・雇用対策について

- (1) 本県沖における浮体式洋上風力発電の推進について P17
- (2) 企業が取り組む再生可能エネルギー関連事業の推進について . . P17
- (3) 火力発電所高度化の国際拠点
（クリーンコール技術研修・研究センター）の設置につい P18
- (4) 雇用対策の拡充について P18

8 福島県浜通り地域の復興を支える産業基盤の整備について

- (1) 福島・国際研究産業都市（イノベーション・コースト）
構想の早期実現について P19
- (2) 四倉中核工業団地第2期造成の早期着手 P20

9 福島県浜通り地域の復興を支える交通基盤の整備について

- (1) 一般国道6号・49号の整備促進について P21
- (2) 主要地方道いわき石川線の早期復旧と抜本的改良について . . . P21
- (3) JR常磐線特急列車の東京駅乗り入れについて P22

10 福島県浜通り地域の復興を支える医療の充実について

- (1) 地域医療の充実について P23
- (2) 放射線医学に関する調査研究機関の設置について P24

1 被災自治体に対する財政支援について

(1) 確実かつ継続的な財源の確保及び柔軟な対応について

本市においては、復旧・復興を最優先課題として取り組んでいるところではありますが、さらに迅速かつ円滑に復興事業を進めていくためには、被災地の財政需要の変化を的確にとらえ、復興に要する経費に対する財源措置の充実及び継続的な確保を図るとともに、交付金制度等の運用にあたっては、被災地が実情を勘案し、必要と考える事業については、柔軟に対応することが必要不可欠でありますことから、以下のことについて要望いたします。

- ① 自治体の東日本大震災及び原子力災害からの復旧・復興に最後まで対応するとともに、東日本大震災復興交付金や社会資本整備総合交付金（復興枠）や震災復興特別交付税などの特別な財政支援については、平成 27 年度までとされている集中復興期間以降も自治体の復旧・復興が確実に果たされるまで継続すること。
- ② 東日本大震災復興交付金や福島再生加速化交付金などについては、被災地が実情を勘案し必要と考える事業については、可能な限り支援をいただけるようにするなど弾力的な運用を図ること。

(2) 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助制度の継続について

本市では、地域経済の活性化と合わせて雇用の場を確保するため、「津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金」や「ふくしま産業復興企業立地補助金」の活用をはじめ、「市工場等立地奨励金」の対象区域等の拡充や、立地後の税制優遇制度である「ふくしま産業復興投資促進特区」の創設など、本市の優位性を最大限に活かしながら、企業誘致活動に積極的に取り組んでおります。

特に、国が創設した「津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金」は、本市への工場等の新・増設を促進し、新分野進出や研究開発など地域の企業の高度化に大きなインセンティブを与えるとともに、復興事業の本格化等を背景とした資材高騰に伴う、企業の設備投資の負担軽減にもつながるなど、地域の産業復興に対する効果が極めて高いと考えております。

一方、国における当該補助制度に係る予算措置が平成 27 年度までとなっていることや、補助事業に内定した企業の多くが、補助事業の実施期間である平成 30 年 3 月末までの事業終了について、資材高等や人材不足などにより、厳しい工程での対応が求められ、支援策を十分に活用しきれない懸念も生じており、双葉郡から多くの避難者や工場等を受け入れている本市が、企業立地を促進し、本市を含む浜通り地方の真の復興を成し遂げるためには、当該補助制度の継続が必要不可欠な状況となっております。

これらの状況を踏まえ、国の「津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助制度」については、平成 27 年度以降も制度を継続し、事業実施期間の延長を図るとともに、十分な予算を確保することを要望いたします。

(3) 被災児童生徒支援事業の継続について

東日本大震災により被災し、経済的理由等によって就学困難となった児童生徒に対する支援については、国の「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」を受け、福島県が新設した「被災児童生徒等就学支援事業補助金」（補助率 10/10）により対応しているところであり、当該交付金及び補助金は平成 26 年度までの予算措置が予定されております。

本市における平成 25 年度の当該事業における認定児童生徒数は 1,655 人であり、原子力発電所災害による避難者を除いた 1,188 人が本市に住民票を有する児童生徒であり、当該交付金を活用し、安定した就学援助を受けているところであります。

また、津波被害を受けた地域では、平成 26 年度から土地区画整理事業が本格化し、当該区域内にある小中学校に在籍する児童生徒が通学路として利用している道路は、大型工事車両等が頻繁に往来している状況にあり、当該区域内にある小中学校への徒歩による通学は極めて危険であることから、本市では安全確保のために、スクールバスの運行の他、路線バスによる通学が可能な全ての児童生徒に対して、通学支援として路線バスにかかる定期券代金の全額補助を実施し、バス通学を推奨している状況であり、平成 27 年度までは同様の状況が継続することが見込まれるところであります。

したがって、当該学校周辺の区画整理事業が完了する予定の平成 27 年度までは、現在と変わらず安定した就学援助を受けられるよう被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金制度を継続することを強く要望いたします。

2 避難者の長期受入れに係る制度設計の再構築及び市民と避難者の融和を図る交流施設等の実現に向けての支援について

本市は、被災地でありながら、双葉郡などから約24,000人の避難者を受け入れ、ごみ処理や上下水道、道路や公園などのほか、医療・福祉、教育の分野においても市民同様の行政サービスを提供するなど、避難者の暮らし全般を支え、可能な限りの支援をしているところであります。

いわゆる「町外コミュニティ」を含む、長期避難者等の受入れに向けた制度設計につきましては、「コミュニティ復活交付金」の創設や避難者受入れ経費の財政措置の見直し、県の復興公営住宅の整備など講じていただきましたが、避難指示解除後の避難者への支援や、住民票の扱いを含む税負担の公平性の問題など、長期化する避難者への対応につきましては、未だ明確ではありません。

こうした中、大震災から3年7ヶ月が経過し、避難者のなかにはふるさとへの帰還を断念し、市内で土地や建物を購入する方が急増したため、市民の不動産購入が困難になるなどの影響が生じ、市民の皆様の中に複雑な感情を拭い去れない状況が続いております。

このようなことから、本市といたしましても、市民と避難者の融和が図られるとともに、避難者が地域に溶け込み、良好なコミュニティ形成が図られるよう、パークゴルフ場や市民農園、墓地公園の整備を県に要請しているところであります。

このような状況を踏まえまして、以下のことについて、要望いたします。

- ① 国主導による避難者の長期受入れに係る制度設計の再構築
- ② 市民と避難者の融和を図るため県に整備を要請している交流施設等の実現に向けての支援

3 東京電力㈱福島第一・第二原子力発電所の廃炉に向けた取組み 及び確実な安全対策について

本市においては、東京電力㈱福島第一原子力発電所事故の一刻も早い収束と、福島第一原発のみならず県内すべての原発の廃炉について、これまで再三にわたり、強く求めてきたところであります。

また、数十年に及ぶ廃炉作業期間中、多くの市民が不安を抱えたままの生活を強いられることから、原子力政策を推進してきた国及び事故の原因者である東京電力㈱の責任において、確実な安全対策を講じるよう強く求めて参りました。

しかしながら、特に汚染水問題における相次ぐトラブルには、「またか」という思いとともに、これまで市が復興に向けて、多くの市民の皆様とともに風評の払拭などに取り組み、積み上げてきたものを台無しにしかねないばかりか、市外で生活されている市民の帰還にも大きな影響を及ぼすことから、強い憤りと危機感を抱いております。

このような中、廃炉作業は、前例のない長期に及ぶ取組みであり、すべての作業工程において、極めて慎重かつ万全な安全対策が求められることから、東京電力㈱に対し、県内すべての原子力発電所の廃炉方針の決定と併せて、福島第一原発における汚染水漏えいの再発防止対策の早期実施、4号機燃料取り出しや1号機建屋カバー解体等における確実な安全対策、現場作業員の適正な労働環境の確保及び迅速かつ万全な消火体制の構築について、強く申し入れております。

国においては、昨年12月20日に、廃炉・汚染水対策に係る国の司令塔機能の強化等を内容とした、福島復興の加速化に向けた新たな指針を決定するとともに、「技術研究組合国際廃炉研究開発機構」の設立や原子炉格納容器を模した実寸大模型での実証実験を通じて、損傷部分の特定や補修技術を確立し、廃炉作業を前進させるためのモックアップ施設の檜葉町への設置決定、さらに、本年8月18日には、原子力損害賠償・廃炉等支援機構を発足させるなど、国が前面に立つ姿勢を改めて示されたところでありますが、これらの対策を盤石なものとするためには、責任主体である国が前面に立つ姿勢を、より明確かつ具体的に示すことが必要不可欠であると考えております。

これらのことから、事故収束及び廃炉は国の責務であることを改めて強く認識され、主体的に、全力を挙げて取り組まれるよう、以下のことについて要望いたします。

- ① 「福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」に基づく万全な体制での着実な取り組み
- ② 福島第二原子力発電所の廃炉に向けた取り組みの推進及び廃炉が決定した福島第一原子力発電所5・6号機の確実な安全対策
- ③ 安全かつ着実な廃炉に向けた、国の責任による盤石な体制の構築と東京電力(株)に対する監視体制の強化
- ④ 福島第一原子力発電所に係る汚染水対策の実施及び地下水の海洋排出に伴うモニタリング体制の厳格化
- ⑤ 着実な廃炉作業の推進に向けた、作業員の安全確保及び適切な労働環境の整備
- ⑥ 本市の立地環境や産業基盤の集積を活用し、廃炉研究の加速化に向けた「技術研究組合国際廃炉研究開発機構」の本市への誘致

4 除染対策及び指定廃棄物等の処理の促進について

(1) 除染対策について

放射性物質汚染対処特別措置法（以下「特措法」）では、国は、これまで原子力政策を推進してきた社会的責任に鑑み、事故由来放射性物質による環境汚染への対処に関し、必要な措置を講ずるとしております。

しかしながら、本市は市域全体が必ずしも除染対象区域とならない「汚染状況重点調査地域」であり、国が直轄で除染を行う「除染実施特別地域」と異なり、除染の実施主体が市町村とされているばかりか、除染方法の確立や仮置場設置などに関して、責任主体である国の関わり、連携が不十分であり、人的支援もなく、いわば市町村任せの状況となっております。

これに対し、国の見解は、『地域の実情をよくご存知の市町村を中心に、除染の推進、また、仮置場を確保いただくざるを得ない』とのことでありますが、双葉郡等の除染特別地域は、地域の実情を知らない国が直轄で行っていることから、「汚染状況重点調査地域」においても積極的な対応はできるものと考えております。

また、仮置場については、地区毎に行政区長とのつながりを深めながら、地道に粘り強く、候補地の地権者や近隣住民と交渉を継続しておりますが、中間貯蔵施設の建設については容認されたものの、除去土壌等の受け入れについては、明確ではなく、仮置場に長期保管されかねないという懸念などから、地域全体の合意形成に多くの時間を要するなど、本市の除染の進捗に大きな影響が出ており、その推進にあたっては、国の中間貯蔵施設の早期設置が必要不可欠であります。

さらに、エリアの平均が毎時 0.23 マイクロシーベルト未満の除染実施区域外において、局所的に高い線量となっているいわゆるホットスポットの除染にかかる土壌は、特措法に基づく除去土壌には該当せず、国からも処分方法等が未だに示されておられません。また、ホットスポットの除染にかかる廃棄物は、8,000Bq/kg を超えない限り中間貯蔵施設への受け入れは、不可とされており、かつ特措法に定める仮置場の造成費用の財政的支援も認められていないため、現状では現場保管とならざるを得ない状況に

あります。

このほか、ゴルフ場等の大規模事業所については、広大かつ様々な自然条件が混在する施設であることから、除染方法も明確ではなく、市町村の単独実施も困難であります。

加えて、9月18日、東京電力株が示した個人等が自ら実施した除染に係る費用等については、賠償の対象となる期間が平成23年3月11日から平成24年9月30日までと限定されており、それ以降については、賠償の対象期間となっておりません。

除染は、市町村において相当の業務負担となっていること、また、方針が決定していない事項への対応にも苦慮していることなどから、次の項目について要望いたします。

- ① 中間貯蔵施設の早期建設、輸送方法を含めた除去土壌等受け入れ体制の構築及び仮置場設置に係る国の積極的な対応
- ② 市町村が必要と認めるホットスポットの除染に伴い発生した土壌の、国の責任による処理の明確化並びに8,000Bq/kg以下の廃棄物の処分費用に対する国の財政措置及び国の責任による中間貯蔵施設への搬入
- ③ 市町村業務負担の軽減（除染技術の提供や職員派遣はもとより、除染対象地域全域に係る国の直轄実施など）
- ④ ゴルフ場等の大規模事業所に係る具体的な除染手法の確立及び国の直轄実施
- ⑤ 個人等が自ら実施した除染に係る費用等に対する賠償について、平成24年10月1日以降も賠償の対象期間とするように、国が東京電力株に対して求めていくこと。

(2) 放射性物質汚染対処特別措置法に基づく指定廃棄物等の処理の 促進について

放射性物質汚染対処特別措置法では、8,000Bq/kg を超える廃棄物については、指定廃棄物として国の責任で処理することとされておりますが、未だ指定廃棄物の具体的な処理については示されておられません。

また、同法では、8,000Bq/kg 以下の廃棄物については自治体等が処理することとなりますが、民間の埋立処分事業者や埋立処分場周辺住民の放射性物質に対する不安が根強く、処理ができない状況となっております。

このため、本市の一般廃棄物焼却処理施設及び下水道汚泥焼却処理施設から発生する飛灰は、全て施設内において一時保管を余儀なくされており、そのスペースも限界に達しつつあるため、このままでは家庭等から出される一般廃棄物の処理に支障をきたす恐れがあります。

現在、施設外に新たな保管場所の確保に努めておりますが、住民の放射性物質に対する不安や国の処理の見通しが不透明で長期間の保管を余儀なくされるとの懸念が払拭されず、その確保は困難を極めておりますことから、次の項目について要望いたします。

- ① 8,000Bq/kg を超え 100,000 Bq/kg 以下の飛灰については、国の処分計画により既存管理型処分場で埋立処理することとされているので、早急に開始できる体制を構築すること。
- ② 自治体等で処理することとされている 8,000 Bq/kg 以下の飛灰についても、住民の不安が根強いことから、国の責任において確実な処分の推進体制を早急に確保すること。

(3) 道路側溝に堆積する汚泥の処理等について

本市では、福島第一原発の事故以来、道路側溝の汚泥等の撤去が行われていない状況にあります。

これまで、側溝汚泥等の処分方法の基礎的資料とするため、市内 900 箇所における放射能濃度のモニタリングを実施しましたが、その結果、指定廃棄物の基準となる 8,000Bq/kg を超えている箇所が市内全域に点在しており、いまだ解決策が見出せない状況にあります。

これは、8,000 Bq/kg を超える側溝汚泥等の廃棄物について、国が処分方針を明確にしていないことに加え、側溝汚泥等が堆積する箇所や放射能濃度が一定ではないなど除染実施にあたって特殊な事情があること、また、側溝汚泥等が堆積する箇所が点在していることから除染実施区域であっても側溝汚泥等すべてを撤去することができず、局所除染となってしまうこと、さらには、除染実施区域外では除染さえも実施できないことなどが大きな要因となっております。

また、8,000Bq/kg 以下の側溝汚泥等については、自治体が埋立処分場等において処分することとされていますが、現実的には、放射能を含有する側溝汚泥等を処分場に搬入することに対する周辺住民の理解を得ることが困難であり、対応に苦慮しているところであります。

つきましては、側溝汚泥等の処分方法等に関する次の事項について、国による対応及び現時点における国の考え方を明確に示されるよう強く要望いたします。

- ① 8,000Bq/kg を超える側溝汚泥等について、処分方針を明確に示すこと。
- ② 8,000Bq/kg 以下の側溝汚泥等の処分等に関し、具体的な支援策を早期に示すこと。

5 風評の払拭について

福島第一原子力発電所事故に伴う風評被害は、今もなお本市に深刻な影響を及ぼしております。

本市におきましては、震災直後より、一貫して風評対策に取り組んできたところであり、平成24年10月1日には、本市農林水産業、観光業の風評払拭に向けた取組みを更に強化するため、情報発信強化プロジェクトチーム「見せます！いわき情報局 見せる課」を設置するなど、風評対策とPR活動を展開しているところであります。

こうした取組みを通じ、農林業では、一部品目を中心に回復基調にあるとともに、観光業につきましても、観光交流人口が回復基調にあるなど、復興に向けた兆しが見られつつあるものの、総体的には、未だ厳しい状況が続いております。

特に、本市の沿岸漁業は、福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質の影響により、昨年10月18日から魚種と海域を限定した試験操業が開始されたものの、いまだに操業自粛を余儀なくされている状況にあります。

つきましては、本市水産業の早期復興に向け、モニタリング等により得られた知見などを積極的に開示し、操業再開への全面的な助言・指導を実施していただくほか、根拠のない風評が本市の水産業の復興を阻むことのないよう、継続的な支援措置について特段のご配慮をお願いいたします。

また、観光分野におきましても、観光交流人口の回復、とりわけ風評により落ち込んでいるファミリー層の獲得のため、本地域を訪れる観光客を対象とした高速道路料金の大幅割引措置など、効果的な誘客促進策を講じられるよう併せて要望いたします。

さらに、観光交流人口の回復には、本市の安全性や復興に向かう姿を多くの皆さんに知っていただくことが重要であることから、市内で開催されているイベント等の情報発信について、力強いご支援をお願いいたします。

6 産業復興を支える港湾機能の高度化について

(1) 港湾機能の高度化について

重要港湾小名浜港は、いわき市はもとより、南東北の産業経済を支える国際物流拠点として、国際バルク戦略港湾の選定や、全国で唯一の特定貨物輸入拠点港湾（石炭）の指定も受けながら、国際貿易港として着実な発展をとげてきたところであります。

こうした中、いわき市そして福島県が震災からの復興を成し遂げる上で、電力の安定供給や、産業復興を牽引する製造業等の円滑な操業を支えるため、安価かつ安定的な石炭供給を担う小名浜港の一層の整備促進が求められております。

また、小名浜港は、現在、国が福島県沖で進めている浮体式洋上ウィンドファーム実証研究事業の拠点として利活用されているほか、いわき市内では、様々な再生可能エネルギーや、石炭ガス化複合発電（IGCC）などの、環境負荷が少ないクリーンエネルギーの取組みが進められており、こうしたエネルギー産業の集積につながる港湾機能の強化が必要となっております。

更に、小名浜港周辺地域は、県内有数の観光エリアであり、現在、市が進めている港と市街地が一体となった再開発事業と連携しながら、賑わいの創出や物流・観光の更なる発展のための取組みが強く要望されているところであります。

国におきましても、福島・国際研究産業都市機構（イノベーションコースト構想）を策定し、「世界が注目する浜通りの再生」に向けて取り組むこととしており、小名浜港につきましても、その機能を充実させることにより、これまで以上に浜通りの復興を支え、構想の推進に寄与するものと確信しております。

つきましては、小名浜港が、これまでも増して重要な役割を果たすことができるよう、次の項目について要望いたします。

- ① 国際バルク戦略港湾政策の実現に向けた取組みの促進と所定予算の確保
 - ア 東港地区の国際物流ターミナルにおける大水深耐震強化岸壁等の早期整備
 - イ 特定貨物輸入拠点港湾（石炭）としての安定的かつ効率的な海上輸送網形成に向けた取組みの実施
- ② エネルギー産業の集積につながる港湾機能の充実
- ③ 客船誘致のための航路等の整備

(2) 重要港湾小名浜港と常磐自動車道を直結する小名浜道路の早期整備等について

小名浜港周辺では、本市復興のシンボルとして、大型商業施設を含む新たな交流拠点の整備が予定されており、既設の環境水族館「アクアマリンふくしま」などの観光交流施設と相俟って、さらなる集客が見込まれております。

また、重要港湾小名浜港は、立ち遅れている避難解除区域等の復興事業の最前線基地として、今後、貨物流通量の増大が見込まれるところであり、広域的な物流機能の強化が求められているところであります。

しかしながら、高速自動車国道等の主要幹線道路から、小名浜港周辺へアクセスする道路では、市街地部において渋滞が発生するなど、定時性の面において大きな課題を抱えており、アクセス性の向上に寄与する道路整備が望まれております。

つきましては、小名浜港周辺地区の観光交流人口の増大、重要港湾小名浜港を拠点とした広域的な物流機能の強化、さらには、本市の復興はもとより、避難解除区域等の復興再生を支援する道路として、平成 24 年 3 月に、国が策定した福島復興再生特別措置法に基づく避難解除等区域復興再生計画に位置付けた重要港湾小名浜港と常磐自動車道を直結する小名浜道路の早期整備並びに一般国道 399 号、主要地方道小野富岡線、一般県道吉間田滝根線の整備促進について強く要望いたします。

7 再生可能エネルギー等を核とした経済・雇用対策について

(1) 本県沖における浮体式洋上風力発電の推進について

本県沖において進められている国の浮体式洋上風力発電につきまして、事業化の実現及び関連産業の本市への集積が図られるよう、次の項目について要望いたします。

- ① 「浮体式洋上ウィンドファーム実証研究事業」の着実な実施
- ② 風力発電関連産業の集積に向けた企業誘致に対する支援
- ③ 風力発電の研究、試験を行う拠点施設の誘致
- ④ 風力発電関連産業の集積・活動拠点としての小名浜港の利活用及び機能強化
- ⑤ 事業化を見据えた海域利用に係るコンセンサスの形成及び漁業者との共存に向けた取組みへの支援

(2) 企業が取り組む再生可能エネルギー関連事業の推進について

太陽光発電や風力発電などの再生可能エネルギー分野に関わる産業は、今後も成長が期待できる産業であり、自動車産業と同様に裾野の広い産業と言われております。

また、バッテリーは、電力を効率的、安定的に供給するために極めて重要なものであり、国の「日本再興戦略」においても技術開発や普及拡大が掲げられ、関連産業は今後の市場拡大が見込まれる成長分野であると考えております。

このため、太陽光発電や風力発電、蓄電池関連産業など、本市の企業が取り組む再生可能エネルギー関連事業の振興に向け、特段のご配慮をお願いします。

(3) 火力発電所高度化の国際拠点（クリーンコール技術研修・研究センター）の設置について

本市等で進められている東京電力㈱の石炭火力発電所プロジェクトは、世界最新鋭の高効率石炭火力発電所（IGCC）を設置する実証プロジェクトであり、海外プロジェクトの展開を見据え、発電所周辺地域を火力発電所高度化の国際拠点にしていくことを目指しています。

現在、本市におきましては、常磐共同火力株式会社勿来発電所において、日本初のIGCC商用機が運転されており、世界最長連続運転記録を更新するなど、IGCC関連の多くの実績を有しています。

つきましては、国際拠点の実現に向けて東京電力㈱が計画している、運転保守等の先端技術ノウハウ習得やさらなる技術高度化を目的とするクリーンコール技術研修・研究センターを本市に設置していただきますよう特段の御配慮をお願いいたします。

(4) 雇用対策の拡充について

本市の雇用情勢は、有効求人倍率が1倍を超える状況が続くなど、回復基調にあります。しかし、人手不足の状況にある職種があるほか、今後については、労働力人口の減少が進むことが見込まれる中、震災からの復興・発展のためには、確保が喫緊の課題となっていることから、次の項目について要望いたします。

- ① 人手不足の解消に向けた、各種施策の拡充
- ② 各地域で実施されるUIJターンや、地元定着に向けた取り組みへの積極的な関与又は財政的支援の実施

8 福島県浜通り地域の復興を支える産業基盤の整備について

(1) 福島・国際研究産業都市（イノベーション・コースト）構想の早期実現について

福島・国際研究産業都市（イノベーション・コースト）構想については、廃炉に向けた最先端の研究を確実に進めるとともに、国内外の産学連携と関連産業等の集積を促進するものであり、去る6月23日には、国の研究会の報告書がとりまとめられるとともに、6月24日には、「経済財政運営と改革の基本方針 2014」に地域経済の将来ビジョンとして位置づけられたところであります。

当該構想の具現化は、原子力災害で被災した地域の復興・再生のエンジンとなることから、地域産業への波及と実効性が担保されるよう、以下の項目について強く要望いたします。

- ① 国が主導となって、具体的な制度・事業・推進体制を早期に構築すること
- ② 中・長期的な財源確保を図ること

(2) 四倉中核工業団地第2期造成の早期着手

本市では、地域経済の活性化と合わせて雇用の場を確保するため、「市工場等立地奨励金」の対象区域等の拡充や、立地後の税制優遇制度である「ふくしま産業復興投資促進特区」を創設するとともに、「ふくしま産業復興企業立地補助金」や「津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金」なども活用し、本市の優位性を最大限に活かしながら、企業誘致活動に積極的に取り組んでおります。

しかしながら、市内の15の工業団地や未利用の工業用地については、震災発生後、相双地域をはじめとした市外企業の土地取得が進んだほか、相双地域から避難された方や事業者のための仮設住宅・仮設工場等の設置もあり、活用可能な用地は極めて少ない状況となっております。

つきましては、新たな工業用地の確保や、相双地域から避難されている方々の雇用を確保する観点から、福島県が「復興工業団地」として位置づけている四倉中核工業団地の第2期分の造成については、早期に着手するとともに、国におかれましては、工業団地や関連公共施設の整備に対し、十分な財政支援を措置してくださるよう要望いたします。

9 福島県浜通り地域の復興を支える交通基盤の整備について

(1) 一般国道6号・49号の整備促進(一般国道6号勿来バイパスの新規事業化を含む)について

今後再び、東日本大震災と同規模の津波等による災害が生じて、市民が安全・安心に避難できるよう、福島県と茨城県を結び広域避難道路の役割を担う一般国道6号勿来バイパスの新規事業化を強く要望いたします。

また、本市の主要幹線道路である一般国道6号常磐バイパス、一般国道6号久之浜バイパス及び一般国道49号平バイパス・北好間改良事業等の直轄国道は、本県浜通り地域の復興再生を支える極めて重要な主要幹線道路でありますので、さらなる整備促進に向けて、予算の拡充が図られるよう要望いたします。

(2) 主要地方道いわき石川線の早期復旧と抜本的改良について

本路線は、いわき市常磐地区から古殿町を経由し、石川町に至る幹線道路であり、重要港湾小名浜港と福島空港を連結し、浜通りと中通りの物流を支えるとともに、地域間の交流・連携に欠くことができない、極めて重要な道路であります。

しかしながら、去る4月4日の大雨により、本路線の田人町石住字才鉢地内で法面が崩落し、全面通行止めとなり、また、これまでも東日本大震災の巨大余震などにより、全面通行止めとなるような大規模崩落がたびたび発生している状況にあることから、早期復旧と、さらに災害に強く、安全で円滑な交通を確保するための、抜本的改良整備を強く要望いたします。

(3) JR常磐線特急列車の東京駅乗入れについて

JR東日本では、上野駅・東京駅間の混雑緩和や東京駅までの直通運転による所要時間等の短縮を目的として、現在上野駅止まりとなっている常磐線、宇都宮線及び高崎線の列車を東京駅に乗り入れるため、平成26年度末の開業に向けて「東北縦貫線（愛称：上野東京ライン）」の整備を進めております。

東北縦貫線に常磐線特急列車が乗り入れることは、市民の利便性向上はもとより、東京以西からのアクセス向上による交流人口の増大など、本市が抱える風評の払拭に資することが期待されるところであります。

また、福島第一原子力発電所事故の影響により、今もなお約2,500人の市民が東京以西に避難しており、一時帰宅等の際の負担軽減にもつながるものと考えております。

つきましては、平成26年度末の東北縦貫線の開通に合わせ、一本でも多くの本市発着のJR常磐線特急列車が東京駅へ乗り入れることができるよう特段の御配慮をお願いします。

10 福島県浜通り地域の復興を支える医療の充実について

(1) 地域医療の充実について

いわき医療圏においては、東日本大震災以前から慢性的な医師不足の状況にあり、これに加え、福島第一原子力発電所事故に起因する原子力災害の影響により、新たな医師の招へいや医療従事者の確保が困難となるなど、本市における医師や医療従事者の不足は深刻な状況となっており、医療提供体制の再構築が急務となっております。

このような状況の中、福島県浜通り地域の復興を支えるため、双葉郡などからの約2万4千人の避難者や除染・廃炉作業員への医療も含め、安定的な二次及び三次救急医療体制を構築する必要があることから、いわき医療圏における地域医療の充実・強化に向け、次の項目について要望いたします。

- ① 浜通りの中核病院としての役割を担う新市立病院の建設について、未曾有の災害からの復興に取り組んでいる本市の実情や病院建設の特殊性を踏まえた地域医療再生基金^{*2}事業の計画期間の延長、さらには、建築資材及び労務費の高騰による事業費の大幅増に対応した更なる基金の積み増しを図ること。
- ② 前例のない原子力災害の被災地であるいわき市の地域医療に関する研究等に取り組む「寄附講座」を国の主導で開設し、本市の医師の確保を図ること。
- ③ いわき市内の臨床研修指定病院において、新たに臨床研修を実施する研修医、並びにいわき市の医療機関での勤務を選択した医師に対する優遇措置の創設や、医師の地域偏在を解消するため、一定期間の勤務義務付けの導入など、実効性のある抜本的な医師確保対策を講じること。

(2) 放射線医学に関する調査研究機関の設置について

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災は、大地震、大津波そして原子力発電所事故が重なった世界に類を見ない複合災害として、本市に甚大な被害をもたらしました。

原子力発電所事故による影響はとりわけ大きく、事故に伴って放出された放射性物質による環境汚染や長期的な低線量被ばくによる健康への影響の懸念など、今もなお、多くの市民が不安を抱えながらの生活を余儀なくされております。

これらの不安を解消し、市民の安全・安心を最大限に確保していくためには、今後、将来にわたって市民の健康状態を継続的に把握し、必要に応じて適切な医療が受けられる健康管理体制の構築が極めて重要となります。

一方、本市は、双葉郡などから約 2 万 4 千人の避難者を受け入れ、また、福島第一原子力発電所の廃炉作業や本市及び双葉郡における除染作業に従事する作業員の最前線基地となっており、今後数十年にわたって、極めて重要な役割を担い続けることとなります。

このような中、福島県医師会においては、住民等の健康管理体制に関して、放射線医学に関する調査研究機関の設置の必要性について訴えているところでもあります。

また、放医研をいわき市に誘致する会では、安心して暮らせるいわきを取り戻すため、10 万 6 千人を超える署名を添えて、要望活動を展開しているところです。

さらに、平成 25 年 3 月 6 日に原子力規制委員会から、福島県医師会の要望を取り入れた、東京電力福島第一原子力発電所の事故に関連する健康管理のあり方についての提言が示されましたが、本市の一日も早い復興の実現、さらには原子力発電所事故の収束に向けて、今後、この提言に沿った適切な健康管理の実施とこれを支える体制が早期に整備されることを願ってやみません。

これらのことから、次の機能を有した拠点施設として、「放射線医学に関する調査研究機関」について、その機能が最も効果的に発揮される本市に設置していただきますよう特段の御配慮をお願いいたします。

- ① 独立行政法人放射線医学総合研究所が有する放射線医学に関する調査研究・最先端医療を担う機能
- ② 住民や作業員（廃炉等）の長期的な健康・医療支援とその低減化に向けた取組み
- ③ 発災後の放射線環境汚染や被害を受けた住民の健康支援等に関する経験・知見の集約と情報発信
- ④ 医師・看護師・保健師等の医療従事者等に対する研修機能と人材育成

